

水稻については大體租收入は納得し得るが、麥は反收倍量にならなければ數字が合わず、實收數量は平年作でも及ばない上に昨年の如き作物に對する課税としては合理的でない。畑作一般に至つては、總作付では最も多い雜穀が金額見積り收入少く、當地方の畑作實狀を基としての課税とは思われない程である。都市近郊農村ならざる本村に於て蔬菜の反收五千七百圓はこれ又理論を超越している。

必要經費については前記本誌第三號所載資料（一八三頁及び一八四頁上段）によると、表示數の若數による自家消費を包含せる農家收入見積總計七六六、〇四一圓二四錢に對し勞賃、償却費、資本利子、負擔等除き必要經費六一、二二七圓四八錢即ち二三%である。勞賃を除き推定するに三〇%を越えるのは想像に難くない。従つて勞賃を生産費に加算する建前から云へば、純粹に勞賃に對する課税となる。なお勞賃を見積ると（村協定勞賃七〇圓）租收入は既に赤字である。

（e）農村資本の蓄積に對比して税の收奪率を考へるに、調査部落については次の如くである。即ち調査部落の租税の主なるものを合算すると。

	戸平均	村平均
所得税	三二六、七四三・〇〇	七、二六一・〇〇
縣民税	一一、九三三・三〇	六、四三九・〇〇
村民税	七、四〇一・七〇	

合計 三四六、〇七八・〇〇

本調査は昭和二十一年三月より昭和二十二年六月に至る十六ヶ月間であり、之を一ケ年に換算するとしても期間のずれが半ヶ年ある。従つてこの間のインフレーションを考慮せねばならぬが假に物價が二倍になつても資本蓄積が倍量に増すとは考えられない。

簡単に比較する場合には林木の伐採收入（前記所得税額には大部分含まれず）だけを除いて考へると年間蓄積（現物保存及投資を加算）の約六六%が所得税になるが、分り易く云つて新圓切替後一六ヶ月間に行われた現金退職の總額（三四二、八八八圓二〇錢）がそつくり税として收奪されたことになり（本誌第三號一八六頁上段參照）、現物化保存と預金の多少が残つたということになる。（昭和二三・六）（栃木縣駐在研究員）

速記録より拾う

並 木 正 吉

「まえがき」

六月八・九兩日「租税と供出に就いて」の現地報告をされたのは野口（新潟縣）、福田（栃木縣）、船江（茨城縣）、廣澤（茨城縣）、根岸（埼玉縣）、永友（宮崎縣）、古川（佐賀縣）、堤（福岡縣）、富塚（千葉縣）、鈴木（秋田縣）の十氏であつた。限られた豫算に制約され、運賃値上げの前にと云うことで急いで開かれたため

事前に問題點を明らかにし、連絡をして、最大限に有効に會議を運ぶと云う準備は必らずしも充分にはなされなかつた。その事は速記録をよみ返すと痛切に感ぜられるのであるが、當日、問題となつたことをここにとりまとめしておくことは、記憶を整理する上から必要であると思われる。各村の事情が、あらかじめ或程度わかつており、報告者の人柄と結びつけて一層その味も感ぜられると云つた研究會を、いま客觀的な素材として整理して見るとなんだか死んだもののように感ぜられてならない。又、問題によつては、かなり勝手な解釋をしているところもあると思う。御海容、御批判を乞ふ次第である。

租税の項で問題となつてゐる所得税は、昭和二十二年度所得に對し賦課され、二三年春徴收されたものである。

二、租 税

(一) 所得税と供出代金の割合

所得税が過重であることは殆んど一致した點であつたが、正確な所得額が必らずしも把握出来ないで、便宜的に供出代金と比較せられた説明か二、三あつた。供出と租税について報告して頂いたことも、この比較を便ならしめてゐる。そこで次にいくつかの例を拾つてみることにしよう。

〔例一〕 茨城県蔬菜地帯某村（船江氏稿参照）

この關東平野の平坦部に位置する蔬菜地帯の某村では、二三年度所得總額が八〇〇萬圓であり、主食供出代金八五〇萬圓と相見

合ふとされる。

〔例二〕 埼玉縣交通便なる某村

所得税總額四五〇萬圓、供出代金二五〇萬圓（米六六一石、麥五三〇石、甘藷六千貫、馬鈴薯三千貫）。この場合は供出代金の約二倍。―税額と供出代金の對象範圍が若干異なるか一應不同とする。

〔例三〕 宮崎縣某村

この村は耕地二千町歩以上、開拓村であるが、所得税總額一、二〇〇萬圓で供出代金二、〇〇〇萬圓（米三、二四九石、麥一、四一四石、馬鈴薯五二千貫、甘藷一、三六五千貫）に對しては六〇％に當る。

先にもふれたように、供出代金は、現金所得の一部に過ぎず、殊に、東京近郊の農村であつて見れば、それ以外の収入の方が大きい。

例二の埼玉縣の場合では、總所得額は一一、六九六千圓と推定せられてゐる（二八三月につき調査したところでは、所得額一萬圓、五四四戸、二萬圓、八五五戸、三萬圓、八四四戸、四萬圓、五五四戸、五萬圓、三〇戸）。この總所得額に對しては所得税額は二六％に當る。宮崎縣の例三では、所得總額に對する所得税總額は二〇％であると言へる。水田地帯に就いての具體的數字が得られないのは残念だが、全國平均と、この例示との關係を見るため、二三年度豫算を一瞥してみよう。大藏省當局が、第二國會に於いて説明した數字では、農業所得税總額は一〇六億となつてゐる。

租税と供出に關する現地報告

第一表 昭二二年度豫算に於ける農業所得税額

甲 租 税 總 額	一三三、二四〇百萬圓
乙 所 得 税 額	六六、九一五百萬圓
丙 農業所得税額	一〇、六六三百萬圓
乙/甲	五〇・二二%
丙/乙	一五・九四%
丙/甲	八〇・〇〇%

備考 一、本豫算、追加豫算合計す。

尤もこの一〇六億圓の農業所得税額は、二二年度豫算に於ける豫定額であるから、實際の賦課額・徴收額は、これ以上になり得るわけであり、徴收税額二〇〇億圓と云う推測もあるようだが、所得税總額六七〇億は、源泉課税、營業所得税を含んでいるのであるから二〇〇億圓は考えられ得る最大限であらう（補註）。大抵事な點が曖昧であるが、大蔵省關係當局の發表が俟たれるのである。他方二三年度主食供出代金は約七〇〇億圓にのぼると推計される（米三、〇五五萬石、麥五〇〇萬石、甘藷四億六千萬貫、馬鈴薯三億萬貫）。従つて、主食供出代金約七〇〇億に對する、農業所得税額一〇六億圓は一五%、二〇〇億圓として見ても二九%である。先にあげた例は、すべて、この點に關する限り特に高い農村であると云うことになる。水田地帯で供出に主たる現金収入を見出す村についての或る調査では（註二）、供出代金に對する農業所得税の割合は三五・四〇%となつてゐる。個々の農家に就いて述べられた例に徴するも、全國平均の數字は僅少であつた（註三）。このような現地報告の例と、豫算を検討することから得られる平均値との懸隔はどう解釋すべきであらうか。

二 反收査定

水稻所得は一、六五〇圓（宮城縣開拓村）、二、六〇〇圓（茨城縣一毛作）、三、五〇〇圓（佐賀縣山村二毛作）、三、五〇〇圓（一〇〇圓（埼玉縣二毛作）。經費は三〇―三五%程度。畑は、茨城縣二、六〇〇圓、野菜畑六、二〇〇圓、專門野菜畑二萬圓、埼玉縣、三、七〇〇圓、七、〇〇〇圓程度、佐賀縣蔬菜畑九、〇〇〇圓、宮崎縣蔬菜畑一〇、五〇〇圓で、西瓜畑は、茨城縣二萬一千圓、佐賀縣二萬圓、宮崎縣一九、五〇〇圓であつて、指摘された點は以上の數値からもうかがわれるように、地域的差別を無視し、又、交通不便の蔬菜地帯に對しても、買出し地帯同様に見なすと云う事である。更に、稅務署の査定と供出基準量との喰い違いも指摘された（福田氏稿參照）。經營に就いては畑は大體二五%が基準とせられてゐるようであり、この點でも、割一性が非難せられた。又、これに關連して、大蔵省と農林省との連絡のないことも指摘せられてゐる。

各農家に就いての検討では「凸凹の甚しいこと基準數を疑わしめる」ものがあつて（福田・船江氏稿參照）、「或る貧農は一萬圓の税が課せられたので、驚いて交渉に行くと二千萬圓に負けられた」とか、「大體同じ條件の農家で片方が十萬圓、片方が一萬圓の課税であつたので、稅務署へしらべに行つたところ、後者は稅務

署係員と親類であつた」などの極端な例も紹介せられた。

〔三〕 査定方法

反收査定が、凸凹であつたり、劃一的過ぎたりする理由として、經營費が、地域的、個人的差別、特殊性を見ていないこと、第二に保有米も所得とせられることから、經營面積の少い、家族人数の多い農家は、比較的少い現金収入に對して、多くの所得税を課せられることがある。「四乃至五俵しか供出ししない」〇人家族は、現金収入が四乃至五千圓で税金が一萬圓程度かかる」(秋田縣某村)。

又「A地主自作は田三・九反、畑七反、計一・〇九町、家族十一人供出代金一一、一六二圓(總收量に對する供出率米三〇%、麥一五%、甘藷六二%、馬鈴薯四三%)に對する所得税が一、七七〇圓」であり、「B自作は田四・一反、畑八・二反、計一・二三町家族四人。供出代金三三、〇三圓(供出率米六九%、麥六〇%、甘藷八〇%、馬鈴薯六五%)に對する所得税額が八、三二〇圓で保有米を所得額とせられることの影響は大きい」(埼玉縣某村)。

其の他の問題では、累進税の矛盾として、例えば水稻作付面積二町歩で反收二石五斗をあげると合計五〇石となり、二町五反、反收二石の場合でも合計五〇石となる。ところで、生産費が反當一、三五〇圓であるとすれば、税金面では小面積から澤山とる方が不利となる。累進税が高すぎるものが、精農に對して不利に作用する。他面、累進税率は、富農と貧農とに對する税負担の重さに就いて云へば、到底、貧農の過重を蔽うものでないと云う事例も報告せられている。(船江・福田氏稿参照)

雇傭労働を経費とみなし、自家労働を経費とみなないので、年間一萬五千圓の雇傭労働を傭う三町歩經營は、五萬五千圓の收入より、一萬五千圓を差引き四萬圓の所得となり、税が少くなるので雇傭労働力を傭う傾向にある」ことが指摘せられた。他面、供出割當のきびしさは、現物給與の困難なることから、雇傭労働力に依存する經營の困難なることを報告している。

〔四〕 所得税の農家經營に對する影響

種々の點より説明がなされた。先ず、農業會の預金の激減となつたこと(船江・福田・永友・小泉氏)、「鍛冶屋に行つて聞いて見ると税金があつて以來注文がばつたりなくなつた。簞笥屋も然り、呉服屋も然り」、「親牛が仔牛に代り、また牛がいなくなつて更に借金して納付した例さえ表われ、地力の低い農地の耕作權を放棄して、經營を縮小せんとするような傾向すら現われるに到つた」と云うような事例。階層別に見るならば、保有米が所得とせられ、その地方に於ける平均的乃至それ以上の基準で劃一的に査定されるところから必然的に貧農層に對して過重となり、階級分化を促している點は、普遍的であつたようである。又、二一年に對し二三年が供出の強化と租税の重壓により、農村インフレに對する轉期となつたことも、強調せられている。(註四)

〔五〕 殘された若干の問題

租税の賦課と納税に就いての現地報告が主であつたため、課税方法そのものとインフレーションの關係に就いての理論的検討に入るものが少なかつたことが擧げられる。又、財政との關連に於

いては、農業者以外の國民層の租税負擔との比較がなされるべきであらうし、更に重大なことは、財政の建前そのものに就いて根本的な考察を進め、それとの關連に於いて農業課税を論すべきであらう。

(註一) 所得税の農民に對する課税總額に於いて占める割合は極めて高く七五—九〇%程度である。

1、「村民の税負擔合計」、六〇三萬圓中、村税二二%、縣稅三%、所得稅七五%」(宮崎縣某村)。

2、「税總額約五〇〇萬圓、村税六%、縣稅四%、所得稅九〇%」(埼玉縣某村)

3、「税總額二二九萬四千圓、村税一一%、縣稅一一%、所得稅七八%」(長野縣某村)

4、「税總額三四萬圓、村民稅二%、縣稅四%、所得稅九四%」(栃木縣某村某部落)年度は二一年三月—二二年六月

税負擔の他、無視出來ないものとして、寄附金(主として新制中學校舍建設費)がある。埼玉縣某村の例では、所得稅額四五〇萬圓に對し、寄附金一〇〇萬圓程度となつてゐる。又、間接税負擔が、供出に對する報償物資代金として課されてゐる事實も多い。

(註二) 水田が八割近くを占める栃木縣那須郡親園村についての井上龍夫氏の調査によれば、所得稅總額は約八六〇萬圓で供出代金(蔬菜も含む、但し僅少)に對する割合は三五—四〇%であり、租收入に對する割合は二〇—二五%である。(農業綜合

研究第四號「所得稅と農村・農家經濟」參照)

(註三) 所得稅の比較的少い一例としては、「耕作面積畑五反一畝。家族三人。供出代金一一、三二一圓(蕪蕪三〇圓、甘藷九俵、馬鈴薯三俵)その他の收入として、蒔乾燥の手間代一七、〇〇〇圓、雜穀飼育手間代六、六八〇圓。闇販賣代金二〇、六六一圓、其の他で、合計六三、〇〇〇圓の現金收入。所得稅一、六〇〇圓で、供出代金に對しては、一四%。現金總收入に對しては三%となる。この農家の寄附金負擔が一、三〇〇圓で、支出は、主食・副食物が多く、餘剰は多くないと云う。」(埼玉縣某村)

(註四) 所得稅を納める農家は、戰爭前には、地主及び自作上層に限られていたが、現在では、農家の八割は課税されてゐると云われる。範圍が違うが二三年五月の安本の第二次經濟白書では「所得稅納稅者の總人口に對する割合でみると、戰前昭和十二年の一・六%に對し、二五・六%の多きに達してゐる。」と納稅者の範圍が低所得層に及んだことを述べてゐる。

三、供 出

(一) 一筆調査と地力調査

二三年度事前割當が圓滑に實施されるためには、一筆調査と地力調査が正確になされていなければならない。この點を、報告せられたところから拾うことにしよう。

はじめに、事前割當の制度に就いて云えば、「九月になつて早

場米が收穫されても未だ割當が決まらなかつたり」「折角苦勞して増收しても、檢見て供出させられて了うのでは働きの損をする」等の状態がなくなると云う意味で一般的に好評である。但し災害による被害を考慮すること（「二割の災害があれば考慮すると農林大臣が云つているが、信頼出来ぬ。地方事務所の確言がほしい」と云う聲。追加供出をせず、超過供出した場合に、その分を次年度に實績として附加しないことは強く要求せられている。

一筆調査に就いて。事前割當のため、一筆調査が行なわれたがそれによつて相當程度反別が明らかになつたようだ（茨城縣某村）。歩増反別は、從來正確な調査のあつた村では面喰らつたことであつた「私の村では、全村の耕地を實測して、農地臺帳を作成しているので、各人の反別には一步のゆるみもない」（栃木縣某村）。「秋田縣の耕地面積は一時は十萬何千町歩あつた。それが現在九萬五千町歩であるから五%の歩増をすることは一應正しいであらうが、問題は、それが一律になされることである。從來のかくし反別は、第一に實踐班がかくす。中でも實踐班長や富農層がかくす。又部落が一致してかくすこともある。これを明らかにするには一筆調査が必要だが、村で一萬二千筆もあるので、簡單には實施出来ぬ」（秋田縣某村）。「從來正確な調査をしていた村は歩増しによつて負擔が重い」（茨城縣某村）。即ち、一筆調査によつて、耕地面積は次第に明らかになりつつあるが、未だ正確な村が重い負擔をうけている事實は是正されていないことが報告せら

れている。

地力調査に就いては、「一應貸賃價格が基準となるが、現状との開きの大きい場合もあつて、それ一本で押すわけには行かぬ」（茨城縣某村）とし、食糧調整委員も、村の委員であり乍ら部落代表の意識強く、「むしろ第三者に地力調査をやつてもらふことを要望する」（同上村）聲があると云われる。公平な第三者が望まれると云うことは、地力調査が單なる技術的問題でもなく、又筆數が多いからと云う問題でもなく、經濟的利害、社會的利害がからまつている政治的問題であると云うことを示していると思われる。

（註一）

（一）二三年度供出事前割當の實情

次に二三年度事前割當の實際を見よう。一筆調査や地力調査が必ずしも正確でなく、部落間、村と村との公平を缺くとき、「一應割當でだけはしておいて、實際は、檢見て吟味しよう」と云う状態が仲々無くない。

實際以上に歩増し反別を割當られた或る村では、その割當を個人に流すのに、先ず一四の大字に、大字から實行組合に、實行組合が個人に割當てると云う方法をとつた（茨城縣某村）。

「その場合村から大字へ割當てる時は、食糧調整委員の部落意識に妨けられ地力によることが出來ず、結局、二〇年、二一年、二二年の實績によることとなつた。一四の大字には七一の實行組合があるが、この組合が個人に割當てる方法は、大部分は、地力により、他の部落では地力と檢見を五分五分に決め、又、從來の實

績と地力によつたところもある。三つの部落だけが未だ個人割當が済んでいないが、そこでは、一切を役場の責任に於いて食糧調整委員會によつて分けて貰いたいと云つている」(同上村)。

他の例では「村に割當てられた供出量は各部落に割當てられ、各部落に於いてはこれを更に各農家へ割當てる。各部落への割當に際しては(1)先ず豫め實施せる地力調査に基づき各部落毎に、土地の各等級別標準反當收量に各等級別作付面積を乗じて各等級別面積の收穫高を算出し、次に合計して總收穫高を求め、これを總作付面積を以て除し、當該部落の平均收量を算定する。(2)各部落の平均反當收量に總作付面積を乗じて總收穫高を算出し、(3)總收穫高より當該部落の自家食糧保有量を控除して殘餘量を算出し、その殘餘量に按分して供出量を割當てるという方法を採用した。

然し、地力調査が不完全なため、各部落の土地生産力に應じて正確に供出量を割當てることが不可能なので、食糧調整委員會の割當が均衡を失して重く割當てられた部落は完納困難だと云う聲が高く、再調整を要望している部落もある」(宮崎縣某村)

今一つの例では「供出割當制度の基準については、各部落(七)又は實行組合(二〇組合)單位に檢見をなし、過去の生産実績、又は兩方を併用して割當を行つて來たが、昨年度より全村を同一基準に於いて割當を行う必要を感じ、同一條件の下にある標準耕地上中下を各實行組合毎に設け、當該標準耕地に適當の格差を加減することによつて全實行組合の一筆毎の生産責任收穫量を設定した。この際、甲實行組合と乙實行組合との隣接地の耕地に就い

ては、生産責任收穫量に可なりの開きが生じた。其れは兩者談合の上、均衡點を見出し、責任收穫量の高かつた實行組合は引下げ低かつたものは引上げ(この際、責任收穫量の高かつた實行組合に於いては、其れに屬する全耕地の收穫量の引下が行われる)、斯くて全村同一基準による生産責任收穫量を決定した。然し乍ら之は過去の生産実績に基づく Classification であるため、別に地力に基づく Classification が行われつつある。然し之は未だ調査が完了しないため、本年度の供出基準は、前述生産責任收穫量に置かれてゐる。即ち之によれば、地方事務所より本村への割當供出量が一五%多ければ、前述の責任收穫量に其の一五%が加えられて、個人の供出量が決定されるのである」(長野縣某村)

③ 水稻單作地帯

以上のような供出割當状態が、農家經濟に對して如何に影響しているか、新潟縣の水田單作地帯の例を見よう。

「先ず、二十二年度の米の割當は、二二、三七六石で、二十一年度一八、六六六石に對しては三、七一石即ち約二〇%の増となつた。二十一年は近來の豐作であつたのに對し供出割當は比較的緩く、米の横流れもかなりあつた。二十一年度は、農家の懷具合はかなりよかつたのであるが、二十二年度になると全く事情が變つた。例へば、二十一年度、一町六反九畝經營農家で三石六斗の反收、供米完了後一二・八石の餘剩米。これは特に優秀の方が一般の小經營九・五反農家で反當二・八石、餘剩米二・九石。この餘剩米は、保有米を除いた残りである。それが二十二年度は、

或る三町歩經營農家は二・九石の飯米を供出し、一町經營農家で約一石の飯米を供出した。多いもので三ヶ月、少いもので一、二ヶ月の飯米不足を生じた。これらの農家は反收二・四石程度のところを二・六石と査定せられたものである。尤も、反當三石を擧げている或る一・八町經營農家は、この二十二年度でも、供出後四・九石を残し、二・二町經營の一農家は、一・八石の餘剩米を残した。二十二年度、この村の平均反當實收は二・七石、剩當は二・六石である。」

即ち、平均一斗の餘裕の各農家に對する影響は、以上見た如く異なるのである、この點は、手當米の制度が實施されたことによつても解消してはいない。

「ともかく、供出を完納して手當米をもらおう」と云うことで完納したが、手當米の配分が問題となつた。新潟縣が國からもらつた手當米は一二萬石で、これが四、五、六月に充てられることになつた。その中二萬石が應急米で残りの一〇萬石を各郡に剩當てた。各郡に剩當てる方法としては、供出量に對して二〇%、生産見込量に對して二〇%、保有量に對して一〇%、二月に實施した實態調査報告に對して二〇%、市町村長の特別申請に對して一〇%、縣が調査したものに對して二〇%、と云う基準を採用した。各郡から市町村へ剩當てた基準は、供出量二〇%、生産見込量二〇%、保有量一〇%、實態調査二〇%、見立て三〇%である。村が部落へ剩當てる場合は、供出量六〇%、反別二〇%、保有量一〇%、實態調査一〇%である。この基準は村により若干異つたが、部落

から個人へ剩當てるときは、以上の基準に據らず、實際にもとずくようにと云う注意がなされたが、事實は眞に困つてゐる人には剩當が行かず、多くの部落では、供出量、保有量、反別等を基準として比例的に實施した。つまり事實上は手當米ではなく還元米となつてゐる。還元米の場合は、大經營程澤山もらつてゐるが、大經營は食糧には困つてゐないといふのが大體の事實である」。

(註二) (新潟縣某村)

この報告の中から供出剩當の強化により、階級分化を促進しつゝ水稻單作地帯の經營困難が加重されて行く事實を汲みとることが出来る。又、他方山村の轉落農村に於いては、飯米農家に對しても剩當をしなければ、過重な剩當を消化することが出来なくなつてゐる例が報告せられてゐる。(福田氏稿)。而して「他に適當な職業があれば、耕地は飯米確保程度に止め、兼業をやつて行こうと云う氣持が強くなつてゐる」と云う。これらの事實は、供出政策に對し、一つの限度を示していると解すべきであらう。

四 その他の問題

一 報告者は「供出制度の問題に於いて一番の問題は、統制すること自體を農村自治の民主主義の假面をかぶつて行なわねばならぬ矛盾」と述べてゐる。報告をよみかえして見て供出問題が轉期にあると云う感じを強くする。農地改革による自作農創出と、最大限の供出確保の要求との矛盾が限度に來てゐると云う感じである。このことは價格問題をとらえて見ても云えるように思う。「供出價格の低さが、所得税額と比較することに依つて今更のよ

うに感ぜられている」(堀江氏稿)が、様々の條件をもつ農家の生産費のうち、もし最高の生産費を要する農家のそれで、米價を決めるとしたら、一俵一萬圓でも低いであらう。他方、反當八俵以上をとり、反當勢力一五人と云う高い生産力をもつ比較的大きい経営では、現行の供出價格でも一應收支償うであらう。千差萬別の農家經營と、食糧の絶對的不足、購買力の不均衡(餘剩購買力の存在)と云う條件の下では、公定米價が如何程高く定められようとも、關賣買の要求は絶無とはならない。しかも、國際經濟の影響は、間接的ではあるが、不足食糧の輸入と云う形で、價格形成に作用している。供出對策が、單なる農産物對策に止まることなく、農民對策に發展し、農家經濟の安定に對して準備すべき段階に來ているわけである。而してこのような農民政策は、必然的に農村に於ける生産力の増進者とすることになる。しかし、この點では「農村の民主化を進めるとき非常に大きな矛盾を感じるのは、民主化の方向を、農村を社會的に見る場合と、生産力を中心とする場合とで問題が違つてくると云うことである。富農層の責任供出制をとるとき一番得するのは他ならぬ富農層である。然し、現在は貧農層中心に民主化する方向をとるべきであり、生産力の發展も貧農層中心に考えねばならぬ」と云われる。それでは、果してその方向があるかどうかを具體的に検討するとき、容易な方向ではあり得ずここに「矛盾」が感ぜられるのである。

然し、先にのべた、事節割當に際しての一筆調査や地力調査も

この觀點から、より一層掘り下げて行かねばならぬのではなからうか。

以上述べられた問題の他、提起されたのは供米割合の不公平の原因として、作付面積を増進して割當てること、傾向反收が實際と合致しないこと、災害率のとり方で災害の起つた村がむしろ得をすることがあること等が重なつて、不公平が強化される場合が指摘された。又供米割當の重くなる理由として、計畧上の受配人口と實際受配人口(幽靈人口を含む)の喰い違い(秋田縣で約一萬人)、又、保有米が一人四合で計算されるが、實際は年齢別人口のウェイトによつては、それ以上になることの矛盾を、末端の村で背負わせられることがあげられた。肥料配給に就いては、窒素過多でイモチが出ており、三成分の適當な割合が望ましいことが述べられた。

(註一) 蛇足ながら、この點で筆者の知る一例を掲げる。山形縣のある山村では、一筆調査を某高等工業學生三〇名に依頼し、四〇日を費し實測を完了したが、三割程度の繩のびが明らかとなつた。繩のびは、地主自作、自作上層に比較的多く、小作層には殆んどなかつた。ところが、そのような企があるときまつて苦しくなつた過去の經驗をもつ小作層は、當初反對であつた。それが、こんどの事前割當が、その正確な基礎の上でなされたので(地力調査も終了している)、はじめてこの實測を歓迎したと云われる。この例は、地主勢力の強いと

ころでは、階級的利益が村全體の利益として主張せられ、繩のびや隠し田がそのまゝにしておかれ易いことを物語るのである。即ち、一筆調査や地力調査が、技術的な問題であるばかりでなく、社會的、階級的側面をもつことを示している。

この山形縣の山村の場合は、進歩的村長の實踐力が物を言つた形であるが、このような問題では誰れがその指導力となるかが、次への展望に對し決定的な問題であるようだ。

(註二)「手當米の配分を、米のない農家にやり、米のある農家には一粒もやらなかつた部落もある。又在米調査をやつたが、豫め米をかくしたり、手當米をあてにして喰込んでいたり、計費的に米を隠匿し闇米を買つて見せて飯米がないと偽つたりして、農家を満足させるには行かなかつた」(新潟縣某村) 例もある。

〔補註〕

二十二年度農業所得税の全國累計額が幾何なりやは、本文にも述べたように發表なく不明である。筆者が最大限二百億圓と推計した理由は次の如くである。二十二年度豫算編成當時に於る徵税豫定額は、所得税總額六六九億圓、その中農業所得税分一〇六億圓であつた。然るに、二十三年五月末現在に於ける二十二年度徵收實績は七九一億圓、豫定額の一・二％であつた。勤勞所得課税の源泉徴收分は當初約二百億圓の豫定で、實績は一四〇％の二七九億圓であつた。残りの五一億圓が申告納税分である(時事通信金融財政版二十三年七月三十一日付)。この二十二年度申告所得納

租税と供出に關する現地報告

税分たる五一億圓の中、農業所得税がどの程度であるかが問題である。當初の豫定に就いてこの割合を見ると、四七〇億圓の申告納税分中一〇六億は、二三％となり、五一億圓に對しては一・二億圓を出ない。それを最大限二〇〇億圓としたのは、賦課額に對する納税率が農業關係は極めて高く、その他の營業は極めて悪いからである。例えば、時事通信金融財政版八月十日付は、二十三年度七月現在の所得税申告分滯納額は三〇五億圓(二十一年度分を含む)に達することを報じている。それらは、工業、商業等の營業が大部分である。この事情を考え、最大限二〇〇億と押さえたのである。正確な點は大藏省關係當局の發表により訂正したいが以上の説明の中にも問題の存することは容易に知られると思う。(一九四八・八)(研究員)